

わた SHIGA 輝く国スポ守山市売店出店者設置要項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会

令和 6 年 5 月 18 日制定

1 趣旨

第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」の開催にあたり、守山市開催競技会場には、大会参加者（選手・監督、大会役員等）および一般観覧者など多数の来場者が見込まれる。それら来場者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介および販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が売店の設置について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則として各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了 30 分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数および位置、規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定し、売店規模は、1 ブース当たり約 20 m²（2 間×3 間のテント 1 張）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ・障スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャプフィー・チャップフィー」、守山市 PR キャラクター「もーりー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会、守山市観光物産協会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

守山市の名産品として、営業店等で販売しているもの。または、守山市の特産品を用いた物産品。

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品。

(7) その他、実行委員会が特に必要と認めるもの。

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請書提出時において、守山市内で 1 年以上店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第 73 回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会およびその競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技会の開催期間中、わた SHIGA 輝く国スポ守山市売店出店者設置要項（以下「本要項」という。）で定める開設時間を遵守して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時より過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 申請書提出時において、守山市税（守山市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)

(ウ) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

(エ) 出店者の役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる者

(オ) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(カ) 従業員として暴力団員等を常時もしくは臨時的に使用し、または雇用している者

キ 実行委員会が企画する選手、役員等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

8 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、大会会場の指定管理者である公益財団法人守山市文化体育振興事業団の定める出店料を指定される期日までに支払う。

(3) (2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(別記様式第7号)を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認したものに対し、売店出店料免除決定通知書(別記様式第8号)を発行する。

ア 障害者就労施設等

イ 市内自治会・国または地方公共団体

ウ その他、実行委員会が特に必要と認めた者

(4) 出店料は、出店者の責めに帰することができない理由による時、その他特別な理由があると実行委員会が認めた時は、支払いを免除することがある。

9 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等(発電機等)については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の許可を受けて火器または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届け出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならない。

(1) テント(2間×3間) 1張以内(四方幕を含む)

(2) 長机 6台以内

(3) 椅子 4脚以内

10 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 滋賀県のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が開催する食品衛生講習会に参加すること。

ウ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調整するとともに、汚染防止および直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

エ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

オ 廃棄物収納容器は、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔しておくこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添えて、実行委員会に提出する。

(1) 売店出店概要書（別記様式第2号）

(2) 売店従事者および搬入車両予定表（別記様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（別記様式第4号）

(4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）

(5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）

(6) その他、実行委員会が必要と認めるもの

12 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、出店者として優先的に選定し、これによらない場合は抽選により選定する。

(1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(2) 障害者就労施設等

(3) その他、実行委員会が必要と認めるもの

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（別記様式第5号）、売店出店許可証（別記様式第6号）を交付する。

14 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、出店許可決定通知書を受け取っ

たときは、速やかに管轄保健所に必要な届け出を行い、保健所の受付印が押された許可書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督する。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供を行うこと。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売および無償提供を行うこと。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。

- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入搬出車両は1売店につき1台とする（キッチンカーについても、1売店につき1台とする）。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付する識別用品を着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと（食中毒が発生しないように十分留意すること）。また、ごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 実行委員会が大会前に開催する出店説明会に出席すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

20 事故発生時の対応

売店において、事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他、実行委員会が売店の運営管理において、不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 賠償責任

出店者および従業者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

24 補填および補償

(1) 出店者は、利益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

(1) この要項に定めるもののほか、売店の設置に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、この要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年5月18日から施行する。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

（あて先）
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____
電話番号 _____

売 店 出 店 申 請 書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項第11項の規定に基づき申請します。

記

1 出店可能日（出店可能日・種目に○）※わたSHIGA輝く国スポ守山市売店等募集要領の参考資料参照

	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7
バレーボール （市民体育館）										
ソフトボール （市民球場等）										
サッカー （ビッグレイク）										
軟式野球 （市民球場等）										

※出店日については、可能日を参考に調整させていただきます。

2 出店形態 テント・ キッチンカー・その他（ ）
3 守山商工会議所または守山市観光物産協会の会員 該当 ・ 非該当

- 4 提出書類
- (1) 売店出店申請書（別記様式第 1 号）【本紙】
 - (2) 売店出店概要書（別記様式第 2 号）
 - (3) 売店従事者および搬入車両予定表（別記様式第 3 号） ※出店決定後に提出
 - (4) 誓約書兼承諾書（別記様式第 4 号）
 - (5) 売店出店料免除申請書（別記様式第 7 号） ※該当する者のみ
 - (6) 市税の納税証明書 ※写しでも可
 - (7) 出店者および販売員の本人確認書類
（運転免許証等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
 - (8) 保健所の食品営業許可書の写し、模擬店等の食品取扱届出書の写し ※飲食店のみ
 - (9) 生産物賠償責任保険(PL保険)の写し ※飲食店のみ
 - (10) その他実行委員会が必要と認めるもの
- ※守山商工会議所または守山市観光物産協会の会員については、(5) (7) (8) の提出を省略可

売 店 出 店 概 要 書

ふりがな 商号又は名称					
ふりがな 代表者役職名・氏名					
所在地	〒				
出店担当者	【氏名】 【電話】 【E-mail】				
当日緊急連絡先 （荒天時等に使用）	【氏名】 【携帯】				
業種					
主要取扱品目					
営業開始年月日	年	月	日	従業員 数	人
営業に関して取得した 許可等の種類 ※許可証等の写しを添付してください。	種類	番号		取得年月日	
				年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無		有 ・ 無	
国体等出店実績 ※実績がある場合は、証明書等の写しを添付してください。	有（大会名： ） ・ 無				
販売品価格等一覧					
NO	商品名	予定数量	販売価格	許可番号	対象火気器具等の 使用の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※欄が不足する場合は、別紙に追加してください。

売店従事者、搬入車両予定表および持込備品調書

商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿（売店責任者の方については、氏名の下に当日連絡が取れる連絡先を記入してください。）

※出店決定後、記入でも可

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者	臨時販売員 雇用予定数
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	TEL				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	TEL				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	TEL				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	TEL				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	TEL				

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。なお、欄が不足する場合は、複数の欄を使用してください。

2 車両予定表

使用日	車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	キッチン カーの場合 は車両 サイズ
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	

※車両の種類は、「2 トントラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1 台ですが、会場によっては、駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、駐車場を使用できませんので、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

3 持込備品一覧表（市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機やホットプレートなど）

※消防署への届出確認のために、使用する予定があるものは必ず記入してください。
記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

※火気や電気を使用する場合は、テント1 張につき、原則各1 本の消火器を設置してください。

令和 年 月 日

（あて先）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会

会長 森 中 高 史 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名・氏名 _____ 印

誓 約 書 兼 承 諾 書

わたSHIGA輝く国スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が本承諾書により関係官庁等に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項を遵守します。
- 2 わたSHIGA輝く国スポ売店出店者設置要項第7項第2号カに定める、暴力団若しくは暴力団と密接に関係を有する者ではありません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 4 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申立てを行いません。

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史

つきましては、わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項第13項の規定に基づき、営業許可を必要とする出店者については、令和 年 月 日（ ）までに保健所の受付印が押された許可証等の写しを提出してください。

1 出店場所・出店期間

	<u>出店場所（競技名）</u>	<u>出店期間</u>
<u>1</u>		
<u>2</u>		
<u>3</u>		
<u>4</u>		

2 出店形態 テント ・ キッチンカー ・ その他 ()

3 出店料 () 市内に事業所を有する者 1,000円/日
() 上記以外 6,000円/日
() 免除

国障守実委第 号
令和 年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史

売店出店許可証

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号または名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わたSHIGA輝く国スポ守山市 売店出店者設置要項および関係法令を遵守すること。

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名 印

売 店 出 店 料 免 除 申 請 書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が運営する競技会場内への売店出店料について、わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項 8 項第 3 号の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店希望会場 (競技名：)

2 免除理由（該当項目の左欄に○印を記入）

	障害者就労施設等
	市内自治会・国または地方公共団体
	その他（ ）

国 障 守 実 委 第 号
令和 年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会 長 森 中 高 史

売 店 出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

年 月 日 付けで申請のあった、わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料については、下記のとおり免除します。

記

1 免除対象会場 _____（競技名： _____）

2 免除理由（左欄の○印の記入がある項目に該当します）

	障害者就労施設等
	市内自治会・国または地方公共団体
	その他（ _____ ）